第3次小牧市障がい害者計画の基本理念等(案)

1 基本理念

支えあい、ともに暮らせるまち

平成18 (2006) 年12月、国連総会において、障がいのある人に対する差別を撤廃し、 社会参加を促すことを目的とした「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国は 平成19年9月にこの条約に署名しました。その後、国は条約の締結に必要な国内法の整 備をはじめとするわが国の障害者制度の集中的な改革を進め、平成26年1月20日に条約 を批准しました。

この間、障害者基本法、自立支援法等の改正や障害者差別解消法等の制定などが行われました。これらの法律には、障害者の権利に関する条約に示された、障がいのある人の地域社会における共生(インクルージョン)、インクルーシブ教育、差別の禁止や合理的配慮の考え方などが盛り込まれました。また、障がいについても、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける制限は、様々な社会環境との相互作用や社会との関係性のあり方によって生ずるものであるという「社会モデル」的認識を踏まえて広くとらえています。

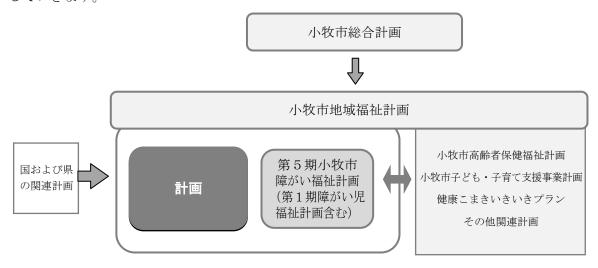
学ぶ、働く、遊ぶなど、あらゆる分野に参加する機会、どこでだれと暮らすかという 選択の自由などは、障がいのあるなしにかかわらず、だれにも平等に保障されなければ なりません。そのためには、障がいのある人が地域で暮らすために必要な生活支援サー ビスや、自立して暮らすための生活の拠点や働く場が確保されなければなりません。ま た、社会全体に障がいと障がいのある人への理解、差別の禁止や合理的配慮の考え方が 広まり、支えあい、ともに暮らせるまちとしていくことが必要です。

本計画では、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う、インクルーシブな共生社会の実現に向け、障がいのある人の自立と社会参加の支援等のための施策の一層の推進を図り、「支えあい、ともに暮らせるまち」をめざします。

2 計画の性格

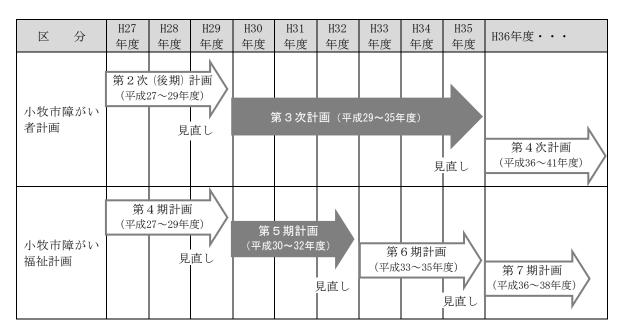
この計画は、障害者基本法に規定する「市町村障がい者計画」であり、小牧市における障がいのある人の自立と社会参加の支援等の施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画です。

この計画は、市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、障がい福祉計画、高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の市の関連計画、ならびに国および県の関連計画との調整を図りながら策定したものであり、関連部門との連携、関連計画との調整を行いながら推進していきます。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度から平成35年度の6年間であり、第5期小牧市障がい福祉計画(第1期障がい児福祉計画)と同時に策定します。



基本目標 ★は重点施策

権利を守ります第3次小牧市障がい者

★権利擁護支援の推進/障がいに関する理解の促進/差別 解消の推進/虐待の防止/地域福祉活動の推進

生活を守ります

★地域生活支援拠点の整備/障害福祉サービス等の充実/ グループホームの整備促進/手当の支給等/福祉の人材の 確保

就労を支援します

事業所の理解促進/就労施設への支援/障がい者雇用の推 進

療育を支援します

ネットワークの構築/障がい児相談の強化/健診による早 期発見/事業所の質の向上/学校との連携

医療を確保します

医療費の助成/地域での医療の確保/医療的ケア児等の支 援/難病患者への支援

社会参加を促進します

意思疎通支援の充実/スポーツ大会の開催/文化芸術活動 への取組/余暇活動の場の確保/外出支援/アクセシビリ ティーの向上

環境を整備します

公共施設等のユニバーサルデザイン化/緊急時の対応/災 害対策/災害時の支援体制の構築

相談支援を充実します

★相談支援体制の充実/相談員の質の向上/相談先の周知 /支援者の養成

基本理念

障

が

61

0

ある人

0

支えあい、 ともに暮ら せるまち

現状・課題と第3次計画における取り組み

現状・課題・要望等			第3次計画の取り組み
アンケート	 ○障がいのために差別をうけたり、いやな思いをした人の割合は低下しているが、精神障がいのある人、障がいのある児童ではいやな思い等を経験している人が40%以上と高くなっています。 ○いやな思い等をする場面としては、いずれの障がいも「地域社会」が最も高く、次いで障がい者は「職場」、障がい児は「学校」が高くなっています。 ○知的障がい者の成年後見制度の利用意向が高くなっています。 ○社会モデルの考え方、合理的配慮、インクルージョン、障害者権利条約、差別解消法など、十分理解が進んでいません。 		章がいの
	○精神障がい者、知的障がい者は、近所付き合いをほとんどして いない割合が高くなっています。		ある人
ヒアリング	○親亡き後のためにも権利擁護支援センターの設立が望まれています。		のある人の権利を守ります
委員会等	 ○成年後見制度の仕組み、内容は十分に理解されていません。 ○特に親亡き後も、財産管理だけでなく、本人の意思が尊重され、生活支援が行われるなど、幅広い権利擁護が求められています。 ○単純に手話ができる、できないではなく、聴覚障がいのある人たちへの理解や関わる人たちが増えればいいと思います。例えば、初級の手話講座など、専門職をたくさん作るというよりも、関心のある方を増やすような観点も考えていただきたい。 		ります
	○緊急時の受入・対応について、入所施設では今までも緊急時はできるだけ受けるようにしていたが、受給者証のない方や、健康診断もない人などを受け入れるのは不安があります。○医療行為の同意など難しい問題について、検討を重ねていければと思います。		

現状・課題・要望等					
アンケート	○知的障がい者のグループホームのニーズは依然として高い。				
	○知的障がい者等のショートステイのニーズが高い。				
	○身体障がいで医療ケアが必要だと、放課後等デイサービス、ショートステイなど、利用できる事業所がとたんに少なくなります。				
	○付き添い入院をする家族の負担を軽減するため、入院した時に 使えるサービスがほしい。				
	○通所、通学のための移動支援を認めてほしい。				
	○週末にグループホームから帰宅する際、親が送迎しているが、 将来的に不安があります。				
	○生涯グループホームで過ごせるか不安があります。				
ヒアリング	○入所者が通所できる日中活動の場が近くにあるといい。				
	○24時間体制の事業所(ヘルパー事業所)があるといい。				
	○就労継続支援事業所の質の確保が求められます。				
	○事業所(法人)にとって人材不足が切実な問題となっています。				
	○家族の事情により緊急にショートステイを利用したくても預けられる施設がない。				
	○精神障がい者に対応した短期入所施設がない。				
委員会等	○グループホームを作るのは厳しい。新築でバリアフリーにして スプリンクラーも設置するというのが一番いいのだろうが、国 の補助はそうそう出ないので、市でもう少し考えていただきた い。				
	○小牧市で就職イベントがあれば、小牧の求職者が来てくれると 思うので、ぜひ就職フェア等を小牧市で開催してほしい。				
	○高齢の聴覚障がい者のためにも、手話の対応ができるデイサー ビスがあるといい。				

第3次計画の取り組み

❷障がいのある人の生活を守ります

現状・課題・要望等						
アンケート	○精神障がい者の一般就労、就労系サービスの利用意向が高くなっています。					
	○仕事のことで困っている精神障がい者の割合が高くなっています。					
	○知的障がい者の「正規職員」として働きたいという希望が多く あります。					
	○精神障がい者のうち、5年以上仕事に従事している割合が、3 年前と比べて大幅に減少している。					
ヒアリング	○一般就労している方の社会的孤立を防ぐため、気軽に参加できるサロンなどがあるといい。					
	○一般就労や施設外就労など、企業との連携が求められています。					
	○定年後の就職ですが、聴覚障がいという理由で門前払いされたことがあります。					
委員会等	○小牧市では、企業規模に関係なく障害者雇用促進奨励金を出していることは、充実した補助として誇れることだと思います。					

3 障がいのある人の就労を支援します

第3次計画の取り組み

現状・課題・要望等 ○児童発達支援の充実を望む割合が高くなっています。 ○障がい児の主な支援者(母親)の50%以上がフルタイム、パー ンケ トで働いています。 ○放課後等デイサービスのニーズは非常に高くなっています。 ○放課後等デイサービス事業所の質の確保が求められます。 ヒアリ ○子育ての力がない親への支援が必要です。 ○不登校の子どもに対しては学校との連携が必要です。 ○特別支援学校でも医療的ケアのための看護師の確保に非常に 苦労しています。ドクターも含めて地域医療に参画をしてほし 委員会等 ○あさひ学園をどうするかではなく、あさひ学園だけだと対応で きない部分について、児童発達支援センターを含めて検討して いく必要があります。

4 障がいのある人の療育を支援します

第3次計画の取り組み

	現状・課題・要望等				
アンケート	○障がい児は、専門的な治療ができる病院が近くになくて困っている割合が高くなっています。○精神科医療では、病気の症状が正しく伝えられないことで困っている割合が高くなっています。				
ヒアリング	○小牧市民病院の精神科の縮小が心配です。○通院できない人への支援や事業所が独自に実施している健康診断に補助があるといい。○在宅医療を担える医療機関が市内に増えるといい。○保健所の保健師の人数を増やして家庭訪問を積極的に実施してほしい。○難病患者の地域生活を支えるためにも、医療、保健、介護等関係者が連携してほしい。				
委員会等	○全国の地方の公立病院の精神科の縮小が続いており、市民病院の精神科の縮小にも不安があります。地域移行した後、地域で 医療支援なり生活支援なりというところをセットでする必要 があります。				

第3次計画の取り **5**障がいのある人の医療を確保します 組み

現状・課題・要望等 ○イベント等の参加にあたり、困っていることとして、施設等が アンケ バリアフリーになっていない、移動手段が確保できない、付き 添い・ヘルパーが確保できないなどの課題があげられていま す。 ○精神障がい者は、現在とは違う過ごし方を希望している割合が 高い。 ○タクシー券の助成内容を充実してほしい。 ○巡回バス等の公共交通機関を充実してほしい。 ○聴覚障がい者でも意思疎通支援事業を知らない人が多く、周知 をはかってほしい。 ○参加できる余暇活動が見つからない。 ヒアリ ○土日も利用できる余暇活動の場があるとよい。 ○手話で交流できるサロンがあるといい。 ○障がい者が気軽にしゃべれる場所があるといい。 ○支援者や地域の人などが、ざっくばらんに話し合える場がある といい。

)障がいのある人のお

第3次計画の取り組み

6

いのある人の社会参加を促進します

現状・課題・要望等 ○災害時に困ることとしては、「災害の状況がわからない」「誰に 救助を求めたらいいかわからない」が上位を占めています。 ○避難所で困ることとしては、「トイレのこと」「薬や医療のこと」 などが高く、ベッドが必要、大勢の人と過ごせないなどの意見 がありました。 ○バリアフリーが進んだという評価は高くなっていません。意見 として、公共交通機関の利便性、バス停・駅舎、歩道・道路、 車いす用駐車場の整備・改善に関する内容が多数ありました。 ○障がい者を対象とした避難訓練を実施してほしい。 ○市の防災訓練に参加したい。 ○すべての避難所に車いすトイレを設置してほしい。 ○避難行動要支援者台帳がどのように活用されているのかわか IJ ○避難所における電源の確保をしてほしい。 ○駅に点字ブロックを設置してほしい。 ○側溝の網のふた、歩道の傾斜など車いすへの配慮がほしい。 ○福祉避難所について、力を持った事業所や人材を有効的に活用 できるように、市が積極的にマネジメントしてほしいと感じて います。 ○民生委員は災害時要援護者マップのデータを市からもらって 委員会等 おり、地域の状態を把握しています。 ○災害時のトイレにしても、障がい者が使用できるトイレはあり ません。健常者から見る現状と、障がい者から見る現状が違う ことを、しっかりと体験して知っていただきたい。 ○バス停の時刻表の下のブロックが歩道に飛び出していること が多く、車いすがぶつかって転んだり、視覚障がい者が転んだ りしているので考えてほしい。

で障がいのある人の環境を整備します

第3次計画の取り組み

第3次計画の取り組み 登障がいのある人の相談支援を充実します 取り組み

第3次小牧市障がい害者計画の重点施策

重点施策

権利擁護支援の推進

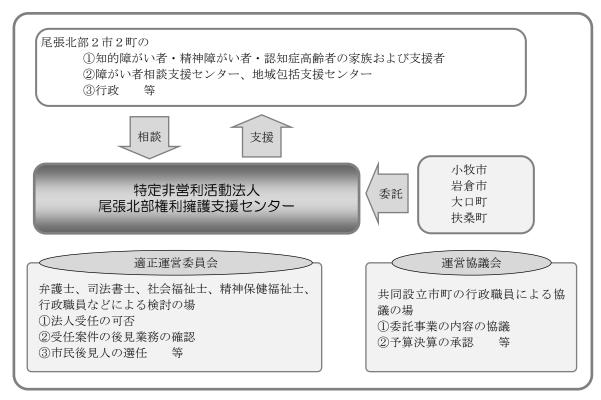
本市における権利擁護の取り組みとしては、成年後見制度利用支援事業による成年後 見制度の申立経費等の一部助成、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業などがあ ります。

「施設・病院から地域へ」という流れの中、障がいのある人が「親亡き後」も地域で 安心して暮らし続けるためには、権利擁護支援の充実が不可欠です。障がいのある人の 財産管理や経済的トラブルへの対応などの法的支援に加え、日常生活における支援など 幅広い支援が求められています。

また、今後、高齢化・長寿化が一層進み、認知症高齢者が増加することから、高齢者 施策においても権利擁護は重要課題の1つとなっています。

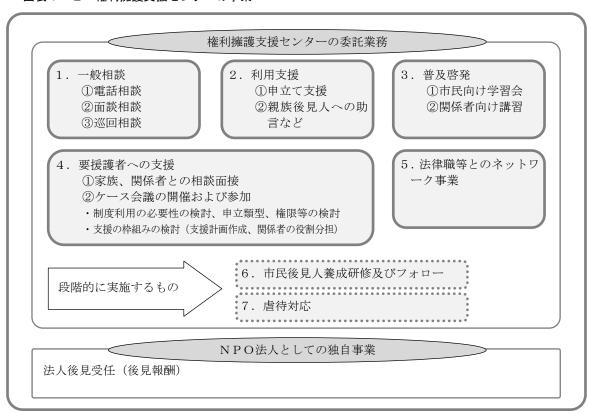
○障がいのある人、認知症高齢者等の支援を必要とする人の権利擁護を図るため、近隣 市町と共同して権利擁護支援センターの設置を推進します。平成30年7月からの事業 開始を目指します。

図表1-1 権利擁護支援センターの運営組織体制



- ○権利擁護支援センターは、NPO法人への委託を予定しており、センター内に適正運営委員会を設置します。
- ○権利擁護支援センターは、成年後見制度を活用して権利擁護支援を進めます。また、 成年後見制度に限定することなく、市民への普及啓発やネットワーク形成など、より 幅広い権利擁護支援に取り組みます。
- ○権利擁護支援センターの業務として、市民後見人の養成、虐待への対応など、体制を 整備しながら段階的に実施していくこととします。
- ○委託するNPO法人において、独自事業として法人後見を行います。

図表1-2 権利擁護支援センターの事業



○日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会と協力して、制度の周知を図ると ともに、潜在的ニーズを掘り起こし、利用に結びつけていきます

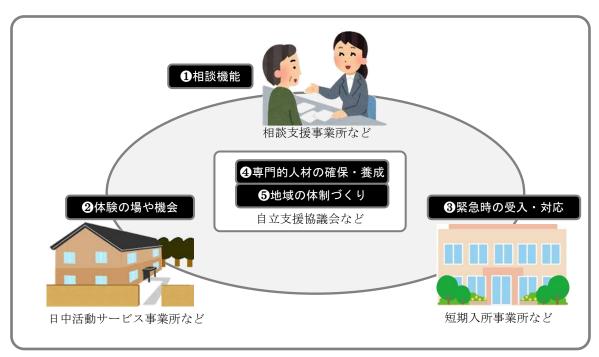
重点施策 **也域生活支援拠点の整備**

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ 目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業 者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備が求められています。

求められる機能としては、障がいのある人の地域生活支援をさらに推進する観点から、①目談、②本験の機会・場、⑥緊急時の受け入れ・対応、②専門的人材の確保・養成、⑥地域の体制づくり、の5つがあげられています。

- ○本市においては、面的整備(機能を分担して面的な支援を行う体制の整備)を推進します。
- ○短期入所(ショートステイ)については、ニーズが高く、十分に利用ができていない こと、緊急時の対応が難しい状況にあることから、障害者支援施設等との連携、ショ ートステイ施設の整備促進等により、身近なところで利用できるよう充実を図ります。

図表1-3 地域生活支援拠点のイメージ図



図表 1 - 4 地域生活支援拠点の機能別状況

機能	整備状況	現状(主なもの)
❶相談機能	済	市内5事業所へ相談支援事業を委託し、相談 体制を整えています。
❷体験の場や機会	済	グループホームを活用することにより、体験の機会・場を提供しています。
3緊急時の受入・対応	未	
●専門的人材の確保・ 養成	済	自立支援協議会において、各種研修を実施することにより、相談員および支援員等のスキルアップを図っています。
⑤ 地域の体制づくり	済	自立支援協議会および各連絡会において、地域の課題の抽出と体制づくりについて検討しています。

市内の入所施設と 連携を図ることに より、緊急時の受入 態勢を整えます。 (施設と市におい て、緊急時受入態勢 の委託契約もしる は協定書の締結を 想定しています)。

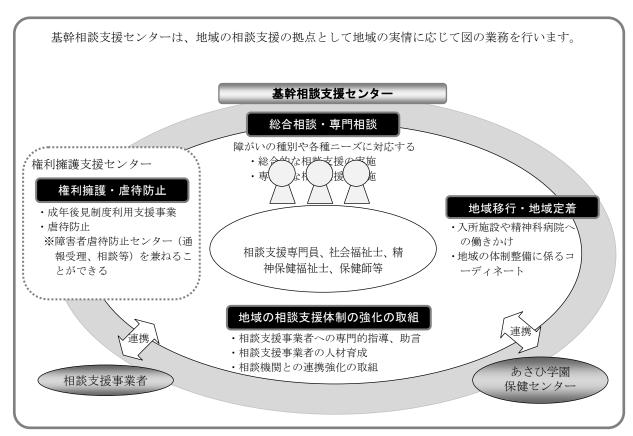
重点施策 相談支援体制の充実

複雑、多様化している相談に対応していくためには、地域の障がい者の支援体制で課題となっていることについて情報共有、連携の緊密化を図り、地域の支援体制の充実を図ることが必要です。

また、相談支援事業者の人材育成が求められています。

- ○相談が増加し、相談内容も複雑・多様化して困難事例が多くなってきていることから、 これらに対応できるよう、基幹相談支援センターを中心とした体制の整備を含め、相 談支援の充実を図ります。
- ○障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修の開催等により、相談支援事業者 の人材育成を促進します。

図表1-5 基幹相談支援センターの役割のイメージ



- ○市社会福祉協議会のふれあい総合相談センターをはじめ市内 5 か所の事業所において一般相談支援を行います。
- ○65歳以上の高齢者に関する相談については地域包括支援センターと連携を図ります。